倒産。解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます

離職者支援の一環として、国民健康保険税が軽減されます。 軽減を受けるために、次の申告をしてください。

対象者

- ・平成22年4月1日以降に離職をされた方
- ・雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次の場合で、雇用保険の「特定受給資格者」および「特定理由離職者」として失業等給付を受ける方

離職理由コード 11、12、21、22、31、32(特定受給資格者の場合) 23、33、34(特定理由離職者の場合)

必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証(ハローワークで雇用保険、失業給付の受給 手続き後に開催される受給説明会において渡される書類で、失業手 当を受け取る資格を証明するもの)
- ・認印

申告窓口

・保険課国保係

軽減内容

・離職をされた方の前年の給与所得を 100 分の 30 とみなし、国民健康保険税を算定

軽減期間

・離職の翌日から翌年度末まで

雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。また、国民健康保険を脱退(会社の健康保険に加入するなど)しますと、その時点までが軽減期間になります。

問い合わせ先 保険課国保係 ■(48)1111(内214・216)